

ひまわり訪問看護ステーション 訪問看護・介護予防訪問看護

重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、新潟市条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業所(法人)の名称	医療法人社団 晴和会
主たる事務所の所在地	〒950-1123 新潟市西区黒鳥2339番地1
代表者	理事長 廣川 雅晴
設立年月日	平成10年8月5日
電話番号	025-370-7555

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ひまわり訪問看護ステーション
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
事業所の所在地	〒950-0993 新潟市中央区上所中1丁目10番24号
電話番号	025-256-8212
指定年月日	令和3年12月1日指定
事業所番号	1560191247
通常の事業の実施地域	新潟市中央区、西区、東区、江南区、秋葉区

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図り、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日～土曜日、祝日
営業時間	午前8：45から午後5：45まで
休業日	日曜日・年末年始（12月31日～1月3日）は原則としてお休みさせていただきます ※ただし、利用者の状態によって、24時間対応可能な体制を整えるものとします

6. 事業所の職員体制

職種	勤務形態・人数	職種	勤務形態・人数
看護師	常勤2名、非常勤1名以上	理学療法士	1名以上
准看護師	-	作業療法士	1名以上
保健師	-	言語聴覚士	-

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員(訪問看護職員)が割り当てられますが、担当職員の交替を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(地域区分：7級地 単価：10.21円)

(1) 訪問看護の利用料

【表1 基本部分（訪問看護ステーション）】

			看護師が行う訪問看護 (准看護師の場合は90%)				理学療法士等が行う訪問看護
			20分未満*	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満	1回につき**
単位			(314)	(471)	(823)	(1,128)	(294)
基本利用料			3,205	4,808	8,402	11,516	3,001
利用者負担金	法定代理受領分	1割	321	481	841	1,152	301
		2割	641	962	1,681	2,304	601
		3割	962	1,443	2,515	3,455	901
	法定代理受領分以外		3,205	4,808	8,382	11,516	3,001

()内以外、単位は円

*週に1回以上。20分以上の保健師または看護師のよる訪問を行った場合

**1回あたり20分以上。1日に2回を超えて実施する場合は90/100

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(2) 介護予防訪問看護の利用料

【表2 基本部分（介護予防訪問看護ステーション）】

			看護師が行う訪問看護 (准看護師の場合は90%)				理学療法士等が行う訪問看護
			20分未満*	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満	1回につき**
単位			(303)	(451)	(794)	(1,090)	(284)
基本利用料			3,093	4,604	8,106	11,128	2,899
利用者負担金	法定代理受領分	1割	310	461	811	1,113	290
		2割	619	921	1,622	2,226	580
		3割	928	1,382	2,432	3,339	870
	法定代理受領分以外		3,093	4,604	8,106	11,128	2,899

()内以外、単位は円

*週に1回以上。20分以上の保健師または看護師のよる訪問を行った場合

**1回あたり20分以上。1日に2回を超えて実施する場合は90/100

【表3 加算】《訪問看護及び介護予防訪問看護共通》

以下の要件を満たす場合、表1、2の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算		単位	基本 利用料	利用者負担金			
				法定代理受領分			法定代 理受領 分以外
				1割	2割	3割	
複数名 訪問 加算Ⅰ (1回)	30分 未満	(254)	2,593	260	519	778	2,593
	30分 以上	(402)	4,104	411	821	1,232	4,104
複数名 訪問 加算Ⅱ (1回)	30分 未満	(201)	2,052	206	411	616	2,052
	30分 以上	(317)	3,236	324	648	971	3,236
1時間30分以上		(300)	3,063	307	613	919	3,063
特別管理加算Ⅰ (1月につき)※		(500)	5,105	511	1,021	1,532	5,105
特別管理加算Ⅱ (1月につき)※		(250)	2,552	256	511	766	2,552
初回加算Ⅰ (1月につき)		(350)	3,573	358	715	1,072	3,573
初回加算Ⅱ (1月につき)		(300)	3,063	307	613	919	3,063
退院時共同指導 加算		(600)	6,126	613	1,226	1,838	6,126

()内以外、単位は円

注 ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。

【表4 減算】《訪問看護及び介護予防訪問看護共通》

以下の要件を満たす場合、表1、2の基本部分から以下の料金が減算されます。

20人以上にサービスを行う場合*	10%
50人以上にサービスを行う場合*	15%
高齢者虐待措置未実施減算	1%
業務継続計画未実施減算	1%

*事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

事前連絡(訪問に出発するまで)	キャンセル料
あり	不要
なし	一律 1回500円

(4) 保険外費用

交通費	片道距離 10km以上20km未満	100円
	片道距離 20km以上	200円

(5) 支払い方法

支払い方法については、以下の通りです。

- ①上記(1)から(4)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて、サービスを利用した月の翌月の20日以降に請求書を発行します。
その月の月末までにお支払いください。支払方法は口座振替を原則とし、毎月翌月の末日に銀行引き落としになります。
- ②口座振替に要する手数料等の料金については、利用者のご負担とさせていただきます。
- ③なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月の利用料請求書に同封して発送いたします。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

（1）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号：025-256-8212 面接場所：当事業所の面談室 受付時間：8:45～17:45（月曜日～金曜日）
---------	--

（2）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関名称	電話番号
新潟市介護保険課	025-226-1273
新潟県国民健康保険団体連合会	025-285-3022

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（1）サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

（2）訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などをご遠慮いたします。

（3）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。